

国民健康保険料又は国民健康保険税の補助に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が行う国民健康保険料又は国民健康保険税（以下「保険料等」という。）の納付義務者又は納税義務者の負担軽減に関する独自の取組を支援することにより、都民の福祉の増進に資することを目的とする。

（補助の実施）

第二条 前条の目的を達成するため、東京都（以下「都」という。）は、区市町村が国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十七条の規定により条例を制定して行う保険料等の減免に要する費用の一部を、当該区市町村に対し、補助するものとする。

（保険料等の減免に係る補助額）

第三条 都は、区市町村が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第三号イからハまでに掲げる世帯に対し、国民健康保険料に係る当該被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を課さない区市町村においては、被保険者均等割額。以下同じ。）の減免を行い、かつ、当該減免した額と同額を一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた場合は、当該減免した額と同額を補助するものとする。ただし、補助する額の算定に当たっては、当該減免した額は、区市町村の当該年度の国民健康保険料に係る当該被保険者均等割額及び世帯別平等割額に、十分の一を乗じて得た額を限度とする。

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第一項の規定に基づき、国民健康保険税を課している区市町村に対して補助を行う場合にあつては、前条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十七条」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百十七条」と、前項中「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第三号イからハまで」と

あるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イからハマで」と、「国民健康保険料」とあるのは「国民健康保険税」と読み替えるものとする。

（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険料等の納付義務者等の負担軽減を図るため、区市町村が行う国民健康保険料等の減免に要する費用の一部を補助する必要がある。